

環境省の取組

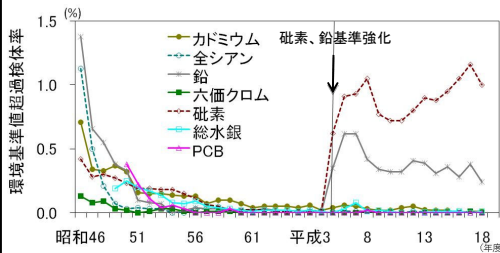
環境省水・大気環境局水環境課長

川崎 正彦



環境省
Ministry of the Environment

現在の水環境の状況等



人の健康の保護に関する環境基準超過率

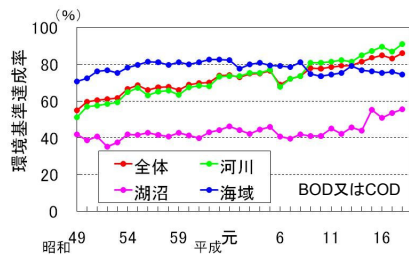
■有害物質に係る環境基準についてはほとんどの地点で達成。

■COD、BOD等については、特に閉鎖性の水域において環境基準達成率が低い。

水質汚濁に係る環境基準

- ・昭和46年以降、逐次追加設定
- ・現在計36項目

排水基準
総量規制
湖沼対策
地下汚染対策
生活排水対策 等々



生活環境の保全に関する環境基準達成率

効果的な水環境保全対策の促進

○COD等の生活環境項目については、環境基準達成状況のみでは水環境の保全状況が国民にとって実感しにくいとの指摘。
○水環境の目標の在り方が審議会等での重要な課題。

○一部の企業における排出基準超過やデータ改ざんなどの不適正事案の発生
○環境問題の多様化、公害防止エキスパートの退職等を背景とした、事業者及び地方自治体における公害防止管理業務の構造的変化

■環境目標についての検討

- ・今一度、それぞれの利水用途において担保すべき水環境の在り方の整理。
- ・水質の状況をより的確に評価できる指標・項目の検討。
- ・閉鎖性海域が目指すべき水環境の指標として「底層の溶存酸素(DO)」「透明度」について目標値を検討中。

○平成17年度から三位一体改革により税源移譲され、地方公共団体が行う常時監視への国庫補助金廃止。
○地方公共団体の財政状況が厳しく、常時監視の予算が削減され、監視体制の脆弱化のおそれ。

今年度中に以下の手引き等の策定に向けて作業中
■「公共用水域測定計画策定の手引き(仮称)」
 ・測定地点等の効率化・重点化の考え方
■「水質汚濁防止法に基づく常時監視の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針(仮称)」

■事業者における取組の促進

- ・公害防止管理体制整備の促進
- ・排出測定データの未記録・改ざんに対する罰則の創設の検討
- ・事業者の自主的な法令違反申告や情報開示等の取組を促進する仕組みの検討
- ・技術的観点からの取組の促進

■地方自治体における取組の促進

- ・立入検査等の効果的な実施促進
- ・国及び自治体間の公害防止業務に関する情報、ノウハウの共有促進

■横断的な方策

- ・排出基準、測定方法、運用等の明確化と浸透促進
- ・排出測定データの公表・開示等の促進
- ・事業者や地方自治体の公害防止担当者の教育・研修の機会拡充
- ・継続的な公害防止管理の実態把握による制度・運用の改善

WET手法を活用した新たな水質管理手法の検討

Whole Effluent Toxicity(WET)手法の活用

- 事業所からの排水には、基準項目に設定されている物質の他にも多様な化学物質が含まれ、それらの影響は未知な部分が多い。
- 水質汚濁による人や水生生物への悪影響を未然かつ迅速に防止する手法が必要。
- 海外においても排水全体の毒性をとらえて規制するWET手法の導入事例がある。

排水中に含まれる多様な化学物質の総合的な影響を評価し、適切に管理する必要

諸外国の制度調査、国内適用上の問題点について検討調査

WET手法を用いた水質管理手法のモデル的試行とガイドライン作成

バイオアッセイ等を用いた公共用水域や排水の環境影響評価手法の検討



WET手法を用いた新たな排水規制や水環境管理手法のあり方の検討

<イメージ>

WET手法による多様な化学物質対策

化学物質の複合影響等複雑なリスクへの迅速な対応

個別の化学物質対策

リスクが明確な化学物質への確実な対応

水環境保全の意識を高めるための施策

こどもホタルンジャー



水生生物調査



100

快水浴場百選



環境省選定
名水百選

平成の
名水百選

名水百選

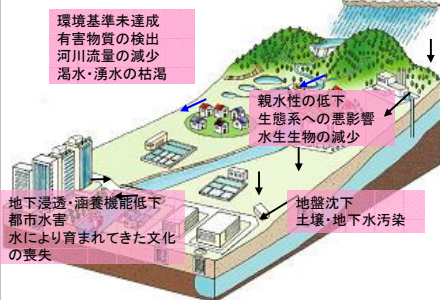


環境省

地域における水環境保全活動の支援

地域の健全な水循環の確保
に向けた促進調査

水環境・水循環における課題



モデル水域での水循環計画の検討

<参加者>
地方環境事務所、地方支分部局、
地方公共団体、流域住民、NPO等

流域毎の環境保全上健全な水循環
計画を事例集としてとりまとめ

やすらぎの水環境再生事業費



都市のシンボルであり、憩いの場として重要な都市域の水辺空間の水質・景観の悪化、異臭発生

お濠等都市域の水辺の再生実態の把握

○水環境再生調査
○都市域の水辺再生ガイドライン作成

地方公共団体等を通じた水質改善の実施

◆地域のシンボル及び憩いの場である
都市域のお濠等の水環境の再生
◆注目度の高い水辺の水質改善による
水質保全意識の高揚

アジア水環境パートナーシップ

Water Environment Partnership in Asia

アジアの水環境問題の深刻化
単独では水問題解決の対応が困難

アジア各国の水問題解決に向けた自
助努力を支援するための取り組みが
必要

アジア水環境パートナーシップ事業を展開

アジア各国アジアモンスーン地域11ヶ国
(日本、カンボジア、中国、インドネシア、韓国、ラオス、
マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム)

情報共有・人材育成
水関係ステークスホルダー
のネットワーク構築

政策立案担当の支援
政策対話

各国での水環境政策への展開

第1期 情報共有と人材育成

関係各国が水環境に関する政策、技術等の
情報共有できるデータベース構築、パート
ナーシップのもと先進的な事例を相互に学
べる国際フォーラムを実施



国際フォーラムの開催



データベース構築
(HPで公開)

第2期 政策立案者の支援

政策立案担当者の能力向上を支援すると
ともに、政策対話を通じて水環境問題解決
に向けた政策展開へ導く

日中水環境パートナーシップ

- 中国では、水質汚濁問題が喫緊の課題。
- 平成19年4月の日中環境保護共同声明においては、第一項目に水質汚濁防止
について協力を実施することが謳われている。
- これを受け、平成20年5月に日中両環境大臣間において「農村地域等におけ
る分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」を締結。

分散型排水処理モデル事業を実施

本年度は重慶市、江蘇省の2箇所を選定



- ・処理施設の建設(集落単位)
- ・評価と効果分析、管理指針等の研究

(地域に適応した分散型排水処理施設例)

